

東予地域メディカルコントロール協議会資器（機）材管理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、東予地域メディカルコントロール協議会（以下「東予協議会」という。）が保有する資器（機）材（以下「資器材等」という。）の管理、使用等について、必要な事項を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

（管理）

第2条 資器材等の管理は、東予地域メディカルコントロール東予協議会事務局（以下「事務局」という。）が行う。ただし、東予協議会を構成する消防本部（以下「消防本部」という。）に配備される資器材等については、それぞれの消防本部が責任をもって管理し、保管するものとする。

- 2 事務局は、資器材等の受け払いに関し、その記録原因の発生の都度直ちに受払簿に記録するものとする。
- 3 事務局は、購入金額10,000円以上の資器材等については、備品台帳（様式第1号）に記録するものとする。

（貸出し）

第3条 資器材等は、次の各号いづれかに該当するときは貸出すことができる。

- (1) 東予地域の消防職員又は医療関係者が参加する救急研修会等で使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、東予地域メディカルコントロール東予協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めたとき。
- 2 資器材等の貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、資器（機）材・WEBツール借用申請書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、資器材等の貸出しについてその可否を決定するものとする。
- 4 前項の規定により資器材等の貸出しを許可したときは、資器（機）材・WEBツール貸出許可書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用及び返却）

第4条 前条の規定により資器材等の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、当該資器材等を適正に管理し、使用しなければならない。

- 2 使用者は、資器材等の使用を終了したときは、当該資器材等を速やかに返却し、事務局の検査を受けなければならない。

（損害賠償）

第5条 使用者は、貸出資器材等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出て、その指示に従わなければならない。

- 2 会長は、前項に規定する損傷等が使用者の故意又は重大な過失によるものと認められ

るときは、当該資器材等を弁償させ、又は修繕させるものとする。ただし、使用者の責任によらないと認められるときは、この限りではない。

(消耗品等)

第6条 貸し出した資器材等の使用に伴い必要となる消耗品等については、使用者が負担するものとする。

(廃棄)

第7条 資器材等が老朽化等により使用できなくなったときは、東予協議会の承認を得て事務局が適正に廃棄処分をするものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、資器材等の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 5月 10日から施行する。

